仙台市障害福祉計画（第８期）

仙台市障害児福祉計画（第４期）

（令和９～11年度）

中間案

令和８年11月

仙台市

目　次

第１章　計画策定の概要

１　趣旨 1
２　位置づけ 1
３　対象 3
４　計画期間 3
５　ＳＤＧｓとの関係 4

第２章　障害のある方を取り巻く現状 5

１　国等の障害者施策等の動向 5
２　本市の現状 7

第３章　成果目標及びその達成に関する指標等 12

１　成果目標 12
２　成果目標達成に関する指標等 19

第４章　障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策 22

１　活動指標に係る見込量の推計の考え方 22
２　見込量確保のための方策等 22
３　見込量 26

第５章　計画の推進 34

１　推進体制 34
２　各主体の役割 34
３　計画の普及・啓発 35
４　計画の達成状況の点検及び評価 35

第１章　計画策定の概要

１　趣旨

本市では、令和６年３月に「仙台市障害者保健福祉計画（計画期間：令和６年度～令和11年度）」及び「仙台市障害福祉計画（第７期）（計画期間：令和６年度～令和８年度）」、「仙台市障害児福祉計画（第３期）（計画期間：令和６年度～令和８年度）」を策定し、障害者保健福祉施策の充実に努めてきました。また、令和８年度には障害者保健福祉計画の中間評価を実施し、各施策の課題を整理するとともに、後期（令和９年度～令和11年度）に取り組むべき施策の方向性について検討を行いました。

今般、障害福祉計画（第７期）及び障害児福祉計画（第３期）の計画期間が終了することから、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（改正：令和８年３月31日　こども家庭庁・厚生労働大臣告示）（以下「国の基本指針」という）に基づき、これまでの計画の進捗や社会情勢の変化、国の制度改正の動きなどを踏まえて、新たに本計画を策定します。

２　位置づけ

（１）法令根拠

障害福祉計画（第８期）は、障害者総合支援法[1]第 88 条第１項に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）」であり、サービス等の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めるものです。

障害児福祉計画（第４期）は、児童福祉法第 33 条の 20 第１項に定める「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（市町村障害児福祉計画）」であり、サービス等の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めるものです。

1　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

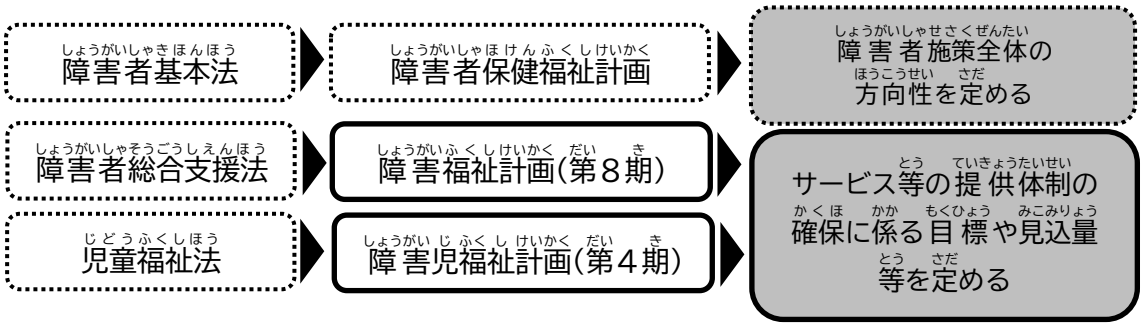

◆ 図：各計画と法律の対応

（２）本市の各計画等との関係

本計画は、「仙台市基本計画2021-2030」に掲げる「多様性が社会を動かす共生のまち」の実現に向け、障害のある方に関する施策を総合的に推進する計画として策定します。また、上位計画である「(仮称）せんだい支えあいのまち推進プラン 2027」との整合を図るとともに、「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等の関連する計画と緊密に連携し、施策を推進します。更に、本市では、令和７年３月に「仙台市ダイバーシティ推進指針」を策定し、多様性を尊重し誰もが安心して住み続け、活躍できるまちづくりを推進しています。障害福祉施策の推進においても、障害の有無に関わらず、一人ひとりの多様な価値観やニーズが尊重される共生社会の実現に向け、ダイバーシティの視点を踏まえた取組を推進します。

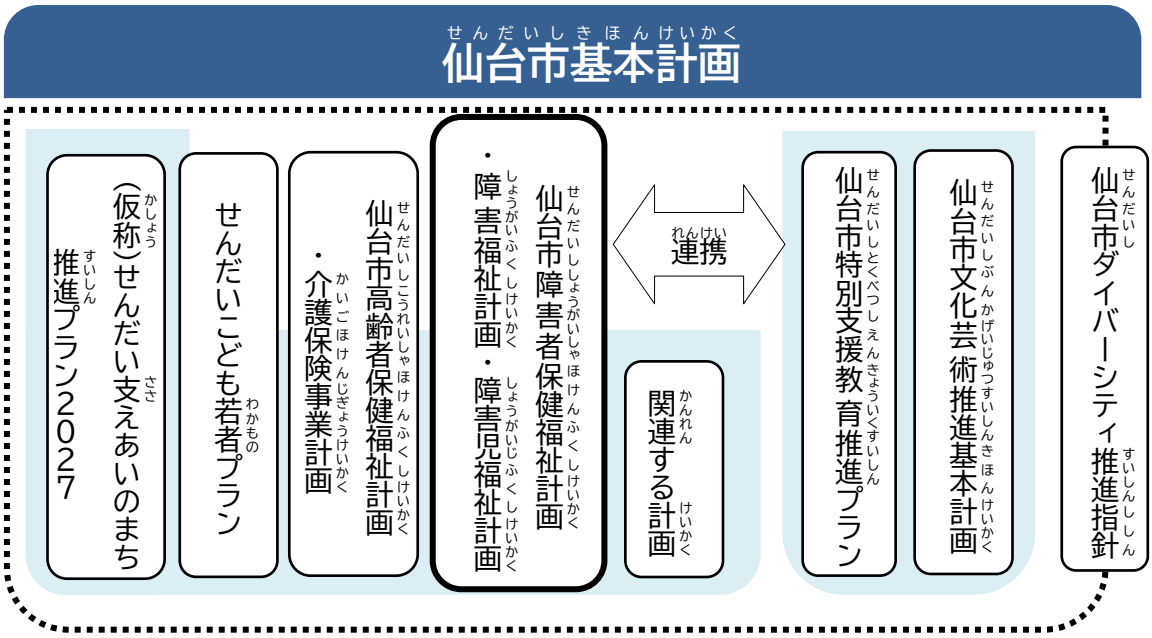

◆ 図：計画の位置づけ

３　対象

本計画の対象は、障害のある方を含むすべての市民、事業者とします。

本計画の「障害のある方」は、障害者基本法などに準じて、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

４　計画期間

障害福祉計画（第８期）及び障害児福祉計画（第４期）は、令和９年度から令和11年度までの３年間を計画期間とします。

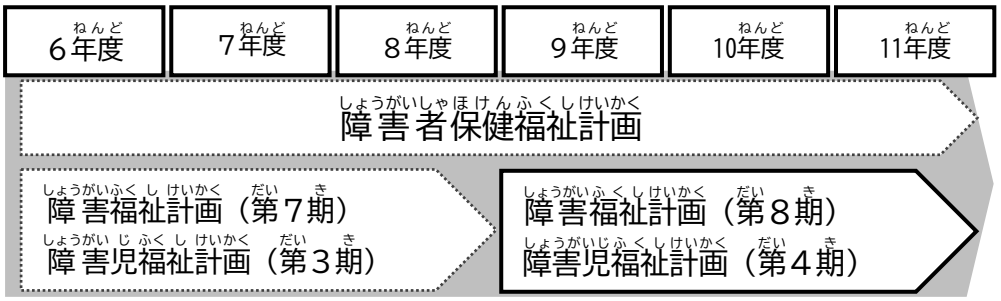

◆　図：計画期間の全体像

５　ＳＤＧｓとの関係

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年に国際連合総会で採択された、持続可能でより良い世界を目指すための令和12（2030）年までの国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、誰一人取り残さないことを理念に、環境、経済、社会等をめぐる課題に世界全体で取り組むものとされています。

本計画は、「仙台市ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）推進方針」に基づき、ＳＤＧｓの理念や目標を踏まえて策定します。

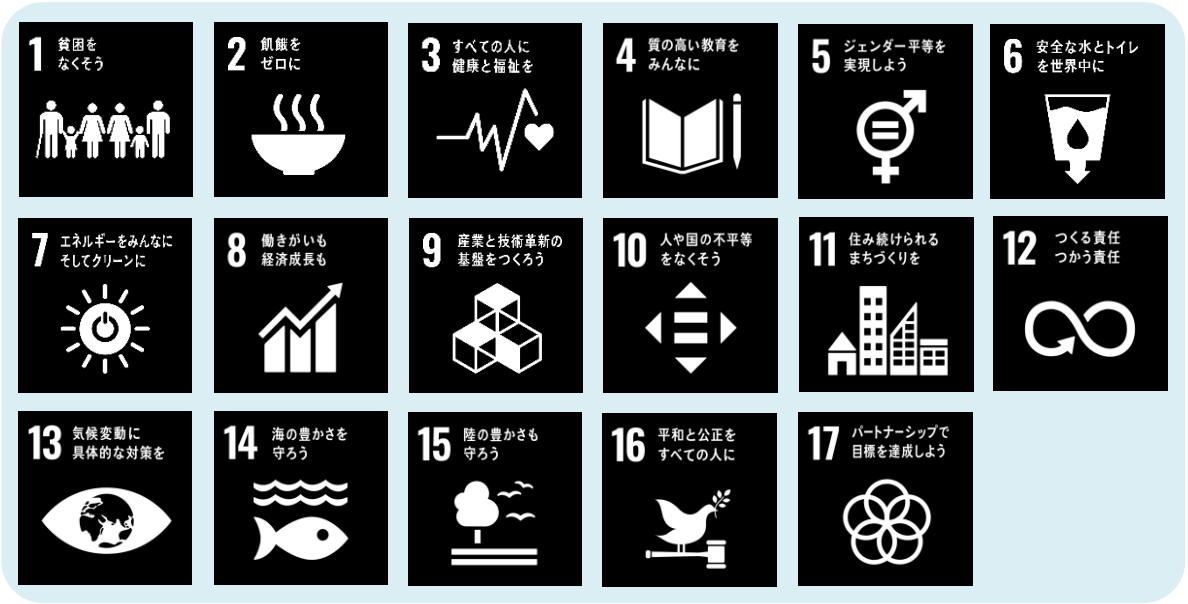

◆　図：　SDGsの17のゴール

第２章　障害のある方を取り巻く現状

１　国等の障害者施策等の動向

（１）障害理解・差別解消

平成28年４月に施行された障害者差別解消法は、社会の変化や制度・運用の課題を踏まえて見直しが行われ、令和６年４月に施行された改正法では、事業者による合理的配慮の提供の義務化などが規定されました。

本市においても、障害者差別解消法の改正を見据え、令和５年10月に「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を改正し、独自項目として障害理解教育の推進などを追加し、市民や事業者の障害理解を更に促進する取組を行っています。

また、国においては、令和６年７月の旧優生保護法を憲法違反とする最高裁判決を受け、同年12月に行動計画を策定し、障害のある方の結婚や子育てを含む希望する生活の実現に向けた支援、障害者差別解消法に基づく各府省庁における職員の意識改革及び心のバリアフリーの推進等の取組を進めています。

（２）障害のあるこどもや手厚い支援を必要とする方への支援

令和５年４月に、「こども基本法」の施行及びこども家庭庁の設置、同年12月にはこども大綱の決定により、こどもや若者に関する施策を総合的に推進していく基盤整備が図られました。全てのこども・若者が心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が重要となっています。

また、令和６年４月の児童福祉法改正により、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが地域で適切な支援を受けられる体制の充実が求められています。児童発達支援センターの４つの中核機能の確保を含む就学前療育支援システムのあり方について、地域の関係機関と連携しながら検討を進める必要があります。

医療的ケア児については、必要な支援を円滑に受けられるよう、地方公共団体における保健、医療、福祉等の関係機関の連携体制の整備や、本人及びその家族への支援の充実が進められてきました。更に、令和９年４月には「医療的ケア児等及

び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」が新たに施行される予定であり、医療的ケア児及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援の更なる充実が図られることから、関係機関が連携した切れ目のない支援体制の強化を図る必要があります。

このほか、令和８年４月には「高次脳機能障害者支援法」が施行され、高次脳機能障害のある方が地域で安心して生活し、社会参加できるよう、専門的な相談支援体制の整備や関係機関の連携強化、理解促進及び家族支援の充実が求められています。

（３）日々の暮らしや社会参加の基盤づくり

平成30年６月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行、令和５年３月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第２期）」が策定され、文化芸術活動を通じて、障害のある方の個性と能力の発揮、社会参加の促進を図っていくための取組が求められています。

障害のある方の雇用においては、令和８年７月から民間企業の法定雇用率が2.7%、国及び地方公共団体等が 3.0%（都道府県等の教育委員会にあっては2.9%）に引き上げられ、障害者雇用の一層の促進が求められています。

また、令和元年６月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、令和４年５月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」、令和７年６月に「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、全ての障害のある方が、必要とする情報を十分に取得・利用でき、円滑な意思疎通が図られるよう、一層の取組が求められています。

加えて、災害等の非常時への対応については、令和３年の災害対策基本法の改正により個別避難計画の作成が努力義務とされるなど、障害のある方の避難支援体制の充実が求められています。本市においても、福祉避難所の整備を進めるとともに、令和７年度から避難行動要支援者名簿登録者への個別避難計画の作成に取り組んでおり、大規模災害を経験した都市として、災害時における障害のある方の安心・安全のあり方について、先導的な役割を果たすことが求められています。

２　本市の現状

○　障害者手帳所持者数[2]

障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和７年度末時点で57,106人となっています。身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばいで推移している一方、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加が顕著となっています。

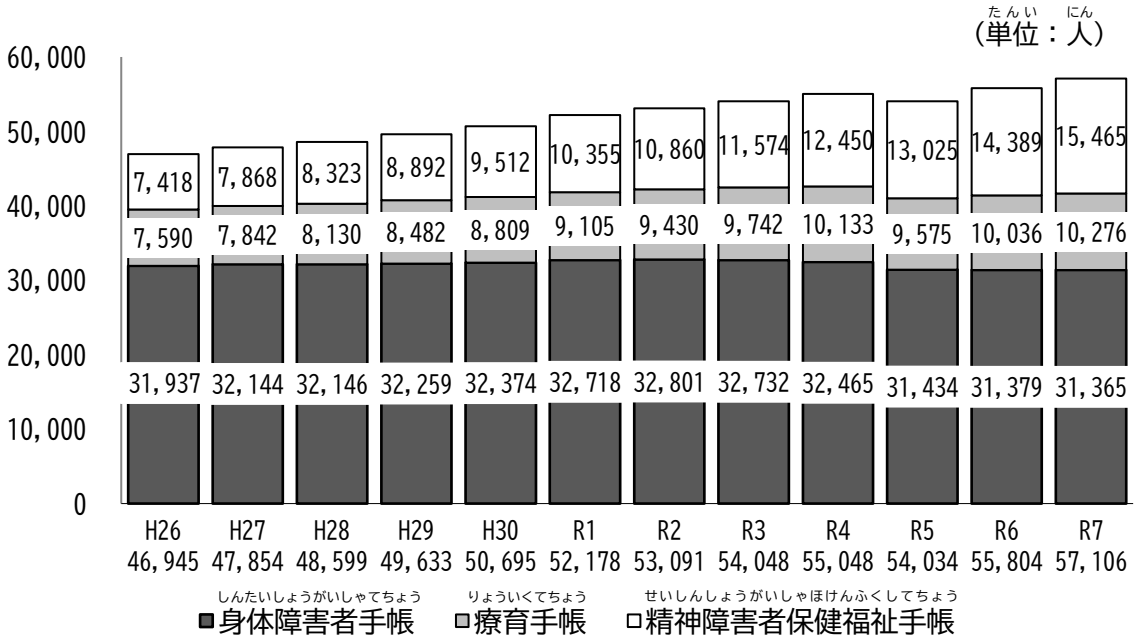

2　障害者手帳の集計日は、各年度3月31日時点。複数の手帳を所持している場合は、それぞれに計上している。なお、令和5年度は本市から転出した者や死亡した者で返還手続きがなされていなかった者についてシステム台帳の整理を実施したため、令和4年度よりも所持者数が減少している。（精神障害者保健福祉手帳所持者数においては、増加数が台帳整理による減少数を上回ったため増加している。）

○　身体障害者手帳所持者数の年齢構成比

身体障害者手帳所持者の年齢構成比は大きく変化していないものの、65歳以上の所持者比率は増加傾向にあり、令和７年度末時点で 70.2%となっています。高齢化の進展や加齢に伴う疾病等を背景として身体障害のある高齢者の割合が高まっていることがうかがわれます。

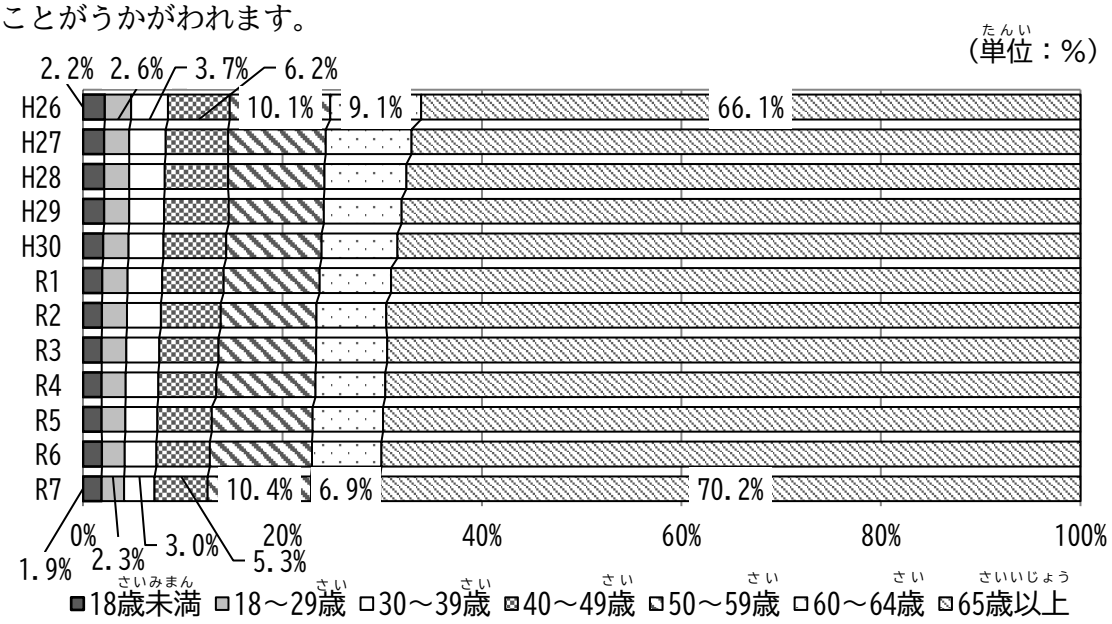

○　療育手帳所持者数の年齢構成比

療育手帳の所持者は、令和２年度以降18～29歳が占める割合が減少傾向にある一方で、50歳以上が占める割合は増加傾向にあります。知的障害のある方の高齢化が進んでおり、将来を見据えた地域生活支援の重要性が高まっています。

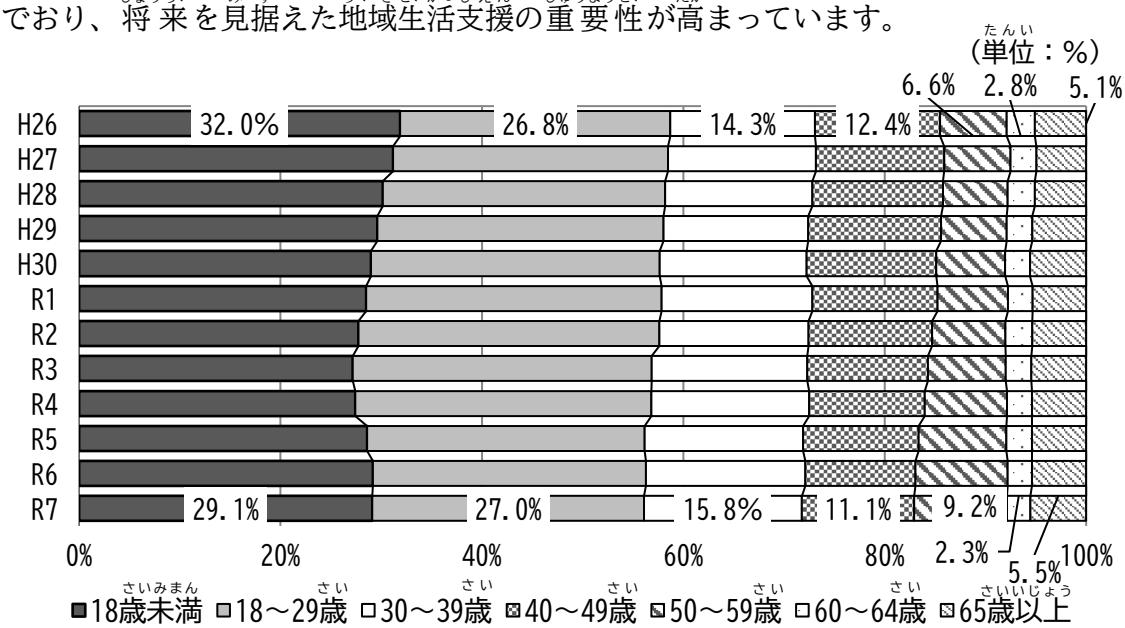

○　精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢構成比

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、18～29歳及び 50歳以上が占める割合が増加傾向にあります。若年層への早期支援や就労支援に加え、高齢化を見据えた地域生活支援の重要性が高まっています。

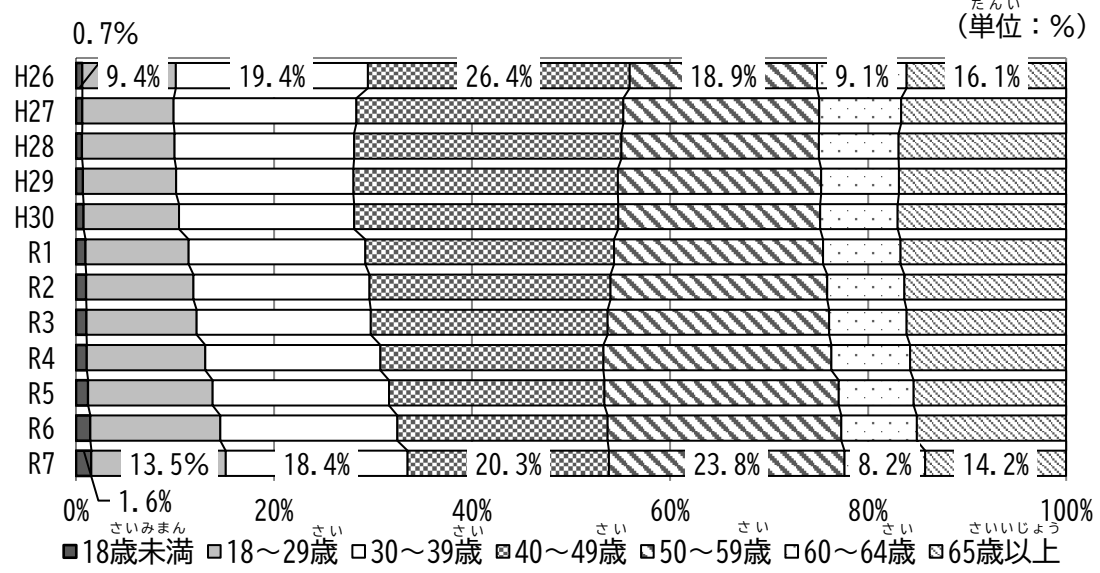

○　指定難病患者数・小児慢性特定疾病患者数[3]

指定難病患者数は増加傾向にあり、令和７年度末時点で 10,884人が医療費助成の対象者です。また、小児慢性特定疾病患者数は概ね横ばいで推移しています。難病等のある方が地域で安心して生活できるよう支援体制の充実が求められています。

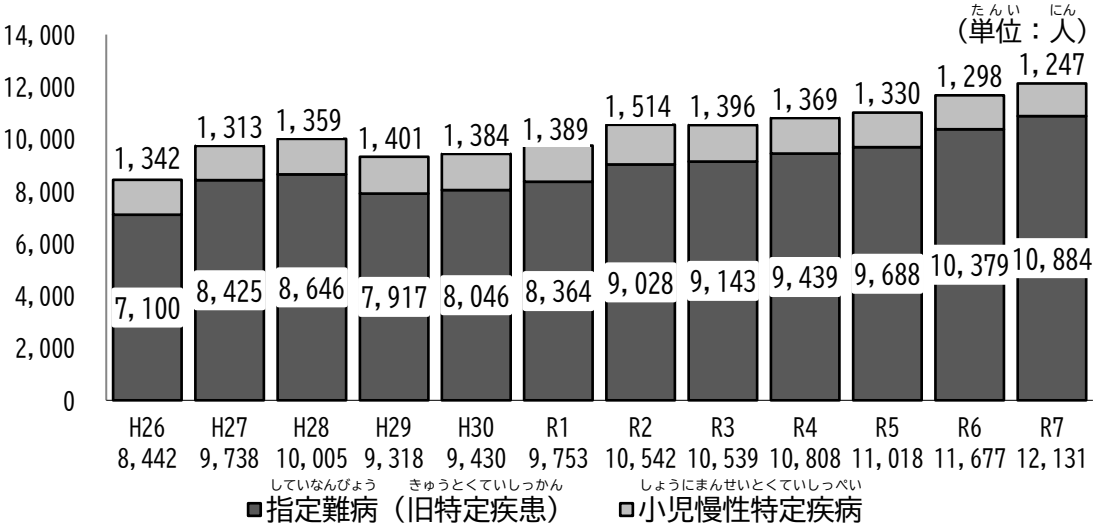

3　指定難病患者数及び小児慢性特定疾病患者数は、医療費助成の対象者を計上。

○　特別な教育の場を活用している児童生徒数・割合[4]

市立小・中学校及び市立特別支援学校小・中学部にて特別支援教育を受けている児童生徒数及び、全児童生徒数に占める割合は増加傾向にあり、令和７年度には全児童生徒の 4.33%となっています。支援を必要とする児童生徒の増加がうかがわれます。

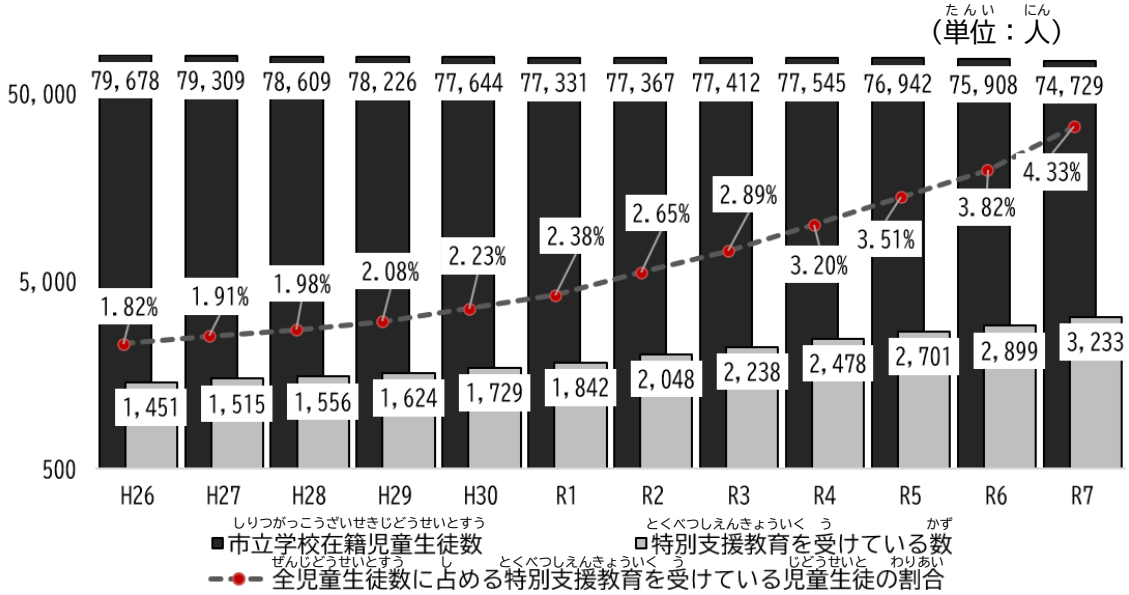

○　障害福祉サービス（者）利用者数[5]

障害福祉サービス（者）の利用者数は増加傾向にあります。とりわけ、訓練等給付の増加が顕著になっており、就労支援や地域生活を支える施策の拡充が一層重要となっています。

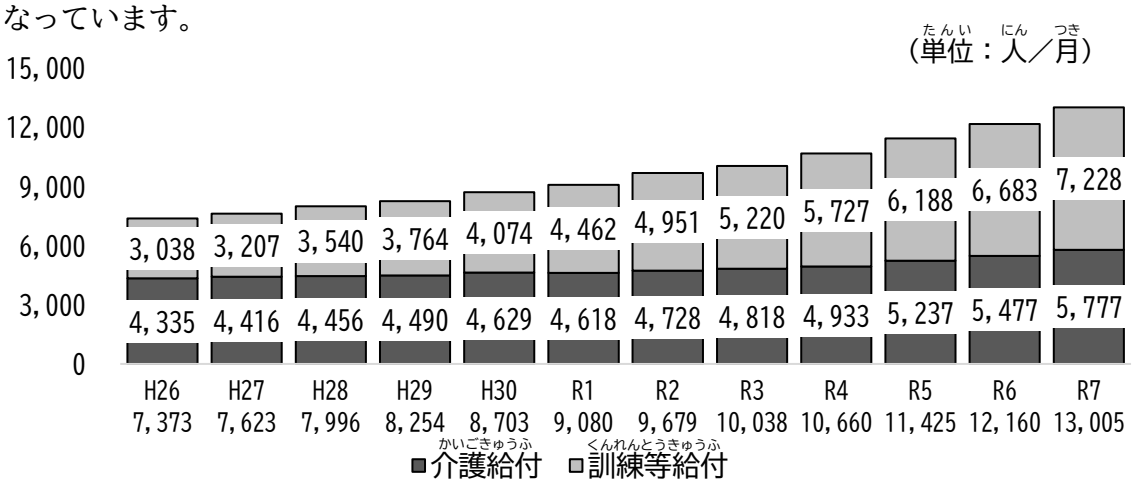

4　児童生徒数の集計日は、毎年度5月1日時点。高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校高等部を除く。（グラフは「教育要覧仙台」を基に作成）

5　介護給付・訓練等給付について、各年度３月分の宮城県国民健康保険団体連合への請求数を集計。介護給付は居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護等のサービスを指し、訓練等給付は自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、就労定着支援、就労選択支援等のサービスを指す。

○　障害福祉サービス（児）利用者数[6]

障害福祉サービス（児）の利用者数も増加傾向にあります。障害のある児童や発達に不安のある児童への支援ニーズが高まっており、特に重症心身障害児や医療的ケア児等のより手厚い支援を必要とする児童の受入体制の更なる充実が求められています。

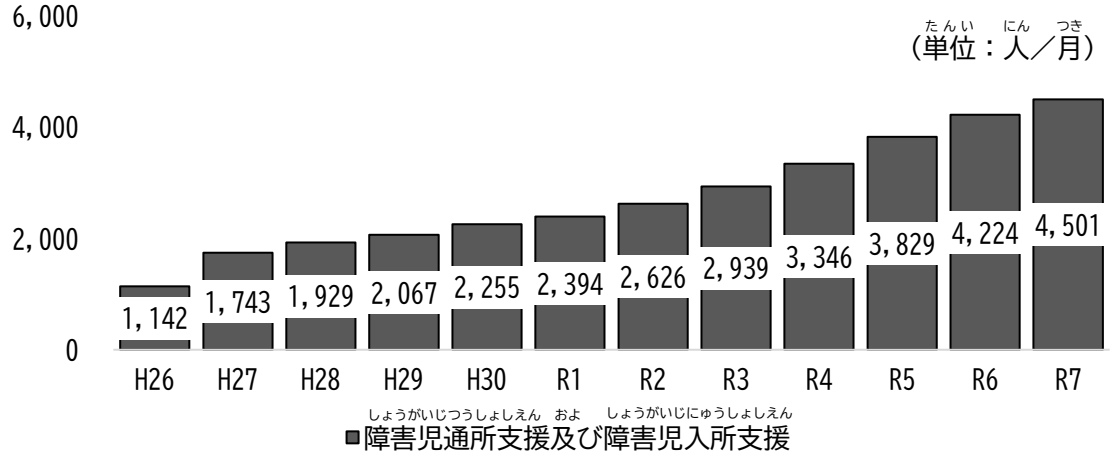

○　指定障害福祉サービス事業所等数・指定障害児通所支援事業所等数[7]

障害福祉サービスを提供する事業所数は増加傾向にあり、令和７年度４月時点で1,622事業所となっています。サービス利用者数の増加に対応するための体制整備が進んでいる一方、サービスの質の確保や人材確保が重要となっています。

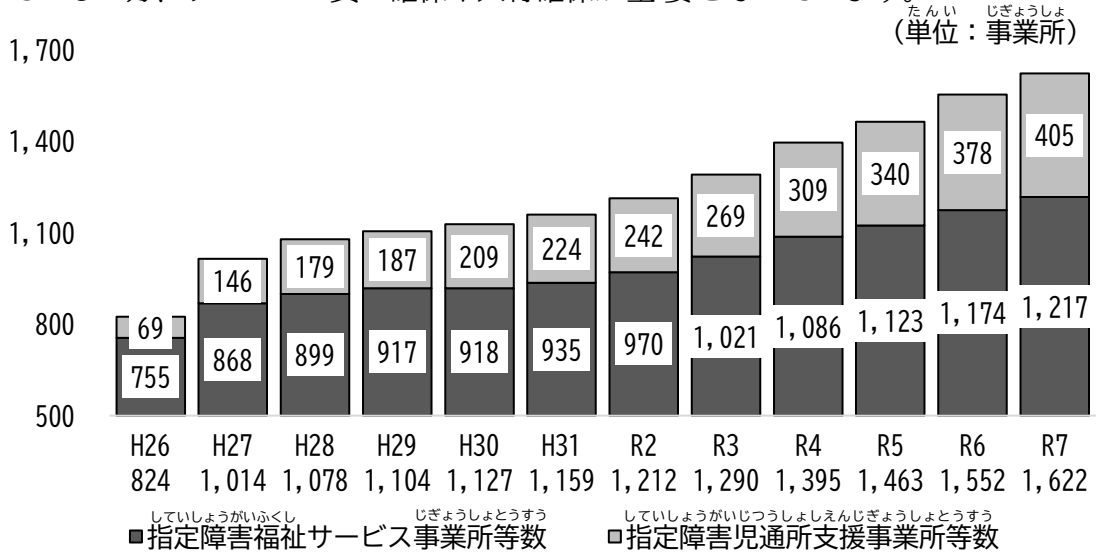

6　障害児通所支援及び障害児入所支援について、各年度３月分の宮城県国民健康保険団体連合への請求数を集計。障害児通所支援及び障害児入所支援は児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を指す。

7　指定障害福祉サービス事業所等は、居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護等のサービスの提供事業所を指し、指定障害児通所支援事業所等は、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援等のサービスの提供事業所を指す。

第3章 成果目標及びその達成に関する指標等

1 成果目標

障害のある方等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労移行といった課題に対応するため、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制を確保することが必要です。

このことから、国の基本指針で示された目標事項を基本としつつ、本市の障害福祉計画（第７期）及び障害児福祉計画（第３期）の実績や本市の施策の動向を踏まえ、成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	項目	成果目標	成果目標の考え方
①	施設入所者の地域生活への移行者数	令和11年度末時点において、令和７年度末時点の施設入所者数の６％以上の地域生活への移行を目指す。	国の基本指針の通り。
②	施設入所者数	令和11年度末時点において、施設入所者数を令和７年度実績と同水準を目指す。	・国の基本指針では、令和７年度末時点の施設入所者数の５％以上を削減することを基本としており、本市においても施設入所者の地域生活への移行を進める。 ・一方、障害の程度や家族の状況等から施設入所が必要な方もいることから、本市の目標として令和７年度実績と同水準の目標人数を設定する。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	項目	成果目標	成果目標の考え方
①	心のサポーター数【新設】	令和11年度末時点において、心のサポーター数が累積2,279人以上となることを目指す。	・国の基本指針では、令和15年度末までに心のサポーター数が百万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定することを基本としている。 ・本市では、国の基本指針及び宮城県の目標設定の方向性を踏まえつつ、本市における過年度の養成実績や今後の養成講座の実施見込みを基に、目標値を設定する。
②	Ｋ６による住民のこころの状態の把握【新設】	国民生活基礎調査を活用し、Ｋ６により住民のこころの状態を把握することを目指す。	・国の基本指針では、Ｋ６という尺度を活用し評価することにより、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握することとしている。 ・国の基本指針で示された方向性を踏まえ、本市では、その趣旨に沿ったより具体的な内容として、厚生労働省が毎年公表している国民生活基礎調査のうち、３年に一度実施している「健康」に関する事項（大規模調査年）の公表内容を活用することで、住民のこころの状態の把握を目指す。

（3）福祉施設から一般就労への移行等

	項目	成果目標	成果目標の考え方
①	福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型の合計）	令和11年度末時点において、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）を通じた一般就労への移行者数を令和６年度実績の1.31倍以上とすることを目指す。	・国の基本指針の通り。
②	福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労移行支援）	令和11年度末時点において、一般就労への移行者数を令和６年度実績の1.14倍以上とすることを目指す。	・国の基本指針の通り。
③	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合	令和11年度末時点において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の７割以上とすることを目指す。	・国の基本指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本としている。 ・本市では、前期実績において当該事業所が既に全体の６割以上であることから、国の基本指針である全体の５割以上を超える目標として、前期実績を踏まえた成果目標を設定する。
④	福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援Ａ型）	令和11年度末時点において、一般就労への移行者数を令和６年度実績の概ね1.52倍以上とすることを目指す。	・国の基本指針の通り。
⑤	福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援Ｂ型）	令和11年度末時点において、一般就労への移行者数を令和６年度実績の概ね1.67倍以上とすることを目指す。	・国の基本指針の通り。
⑥	就労定着支援事業の利用者数	令和11年度末時点において、就労定着支援事業の利用者数を令和６年度実績の1.47倍以上とすることを目指す。	・国の基本指針の通り。

	項目	成果目標	成果目標の考え方
⑦	就労定着支援事業における就労定着率及び就労支援のネットワーク強化や支援体制構築のための協議会（就労支援部会）等の設置	令和11年度末時点において、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを目指す。また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを目指す。	・国の基本指針の通り。
⑧	協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置【新設】	令和11年度末時点において、就労選択支援事業所を15箇所以上設置することを目指す。	・国の基本指針では、協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を一事業所以上設置することを基本としている。 ・本市では、既に設置済みであるため、それを上回る成果目標を設定する。
⑨	令和11年度の就労選択支援利用者【新設】	令和11年度末時点において、就労選択支援利用者数を144人以上とすることを目指す。	・国の基本指針では、令和11年度の就労選択支援利用者数を82,000人以上とすることを基本としている。 ・本市では、障害者就労支援センターによる調査で、就労移行支援事業における一般就労以外の理由で退所した利用者の理由について、就労アセスメントのための利用、もしくは就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所への入所と回答のあった件数が、就労選択支援のニーズであるとみなしている。当該件数について、就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所の利用者数の伸び率に準じて増加するものとして成果目標を設定する。

（4）障害児支援の提供体制の整備等

	項目	成果目標	成果目標の考え方
①	障害児の重層的な地域支援体制の構築	児童発達支援センターによる地域における中核的な支援機能の確保を目指す。	・国の基本指針の通り。

	項目	成果目標	成果目標の考え方
②	障害児の地域社会への参加の推進	発達相談支援センター（以下「アーチル」という。）や児童発達支援センターが、幼稚園や保育所等に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行うことで、インクルージョンを推進する体制の構築を目指す。	・国の基本指針では、児童発達支援センターの中核的な支援機能のうち、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を確保する際には、保育所等における障害児の受入れの体制の整備状況を踏まえた上で、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築することを基本としている。 ・国の基本指針で示された方向性を踏まえ、本市では、その趣旨に沿ったより具体的な内容を成果目標として設定する。
③	インクルージョン推進のための協議の場の設置 【新設】	児童発達支援センターを中核とした地域の支援体制を強化し、保育所等における障害児等の受入れ状況等を踏まえた上で、年少期からのインクルージョンを推進するため、令和11年度末までに保育、子育て、教育等の部門との連携・協議の場を設けることを目指す。	・国の基本指針では、インクルージョン推進のため、令和11年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本としている。 ・国の基本指針で示された方向性を踏まえ、本市では、その趣旨に沿ったより具体的な内容を成果目標として設定する。
④	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の運営支援を通し、支援体制の拡充を目指す。	・国の基本指針では、令和11年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本としている。 ・本市では、既に設置済みであるため、開設支援に留まらない内容を成果目標として設定する。
⑤	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	関係機関が連携を図る協議の場の開催を継続するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを各年度20人以上養成する。	・国の基本指針では、令和11年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としている。 ・本市では、協議の場及びコーディネーターは既に設置・配置済みであるため、関係機関が連携を図る協議の場の開催を継続するとともに、医療的ケア児等コーディネーターの更なる養成を目指す。 ※コーディネーターの人数について、令和８年度までは、相談支援専門員に限定した登録者数としていたが、国が示す養成研修 修了者 全体を対象とすることで、医療・福祉等の多職種による支援体制の充実状況 を示すものとする。

	項目	成果目標	成果目標の考え方
⑥	障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置	障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、宮城県と共同の移行調整協議を継続し、課題抽出と改善を目指す。	・国の基本指針では、令和11年度末までに、移行調整に係る協議の場を設置することを基本としている。 ・本市では、既に設置済みであるため、協議の場の継続及び改善を成果目標として設定する。
⑦	障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保【新設】	・児童発達支援センターを中核とした地域の支援体制強化や、保育、子育て、教育部門との連携・協議の場を設けることを目指す。 ・のぞまないセルフプランの解消を目指し、当事者や事業者を対象とした実態調査の結果に基づき、指定障害児相談支援事業者の対応力及び障害児やその家族の支援へのアクセシビリティの向上に取り組むとともに、障害者自立支援協議会において取組の評価・検証を行う。	・国の基本指針では、令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本としている。 ・国の基本指針で示された方向性を踏まえ、本市では、その趣旨に沿ったより具体的な内容を成果目標として設定する。
⑧	強度行動障害の状態にある児の支援のための体制の整備【新設】	強度行動障害を有する障害児・者に関して、特性に適した環境調整や適切な支援が行われるよう、その状況や支援ニーズを把握し、強度行動障害に対応できる機関とアーチルの協働により、研修や施設コンサルテーションを実施し、強度行動障害に対応できる人材の育成や、施設等の支援力向上を目指す。	・国の基本指針では、令和11年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本としている。 ・国の基本指針で示された方向性を踏まえ、本市では、その趣旨に沿ったより具体的な内容を成果目標として設定する。 ※強度行動障害に対応できる機関である「仙台市第二自閉症児者相談センター（ななえろ）」では、児・者を一体的に支援しているため、（５）②と共通の成果目標を設定することが適切であると考える。

（5）地域生活支援の充実

	項目	成果目標	成果目標の考え方
①	地域生活支援拠点等の整備、支援ネットワーク等による支援体制の構築並びに運用状況の検証及び検討	支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、運用状況の検証・検討を年１回以上行う。	・国の基本指針では、令和11年度までに、地域生活支援拠点を整備するとともに、拠点コーディネーター等を配置し、年１回以上運用状況を検証・検討することを基本としている。 ・本市では、地域生活支援拠点、拠点コーディネーター等については設置・配置済みであることから、支援ネットワークの強化等を目指す。
②	強度行動障害の状態にある者の支援のための体制の整備	強度行動障害を有する障害児・者に関して、特性に適した環境調整や適切な支援が行われるよう、その状況や支援ニーズを把握し、強度行動障害に対応できる機関とアーチルの協働により、研修や施設コンサルテーションを実施し、強度行動障害に対応できる人材の育成や、施設等の支援力向上を目指す。（再掲）	・国の基本指針では、令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害の状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本としている。 ・国の基本指針で示された方向性を踏まえ、本市では、その趣旨に沿ったより具体的な内容を成果目標として設定する。 ※強度行動障害に対応できる機関である「仙台市第二自閉症児者相談センター（なないろ）」では、児・者を一体的に支援しているため、（４）⑧と共通の成果目標を設定することが適切であると考える。

（6）相談支援体制の充実・強化等

	項目	成果目標	成果目標の考え方
①	相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターや地域生活支援拠点、協議会等の連携によって、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保することを目指す。	・国の基本指針では、令和11年度末までに基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上でそれらの連携、協議会における個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本としている。 ・本市では、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会は設置済みであるため、地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制の確保を目指す。
②	のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進【新設】	のぞまないセルフプランの解消を目指し、当事者や事業者を対象とした実態調査の結果に基づき、指定特定相談支援事業者の対応力及び障害者の支援へのアクセシビリティの向上に取り組むとともに、障害者自立支援協議会において取組の評価・検証を行う。	・国の基本指針では、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本としている。 ・国の基本指針で示された方向性を踏まえ、本市では、その趣旨に沿ったより具体的な内容を成果目標として設定する。

（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目		成果目標	成果目標の考え方
①	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ参加し、障害福祉サービス等の質の向上を目指す。	・国の基本指針の通り。
②	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	審査結果等の共有を従来通り行うことに加え、事業所の制度理解促進につながる取組を行うことで、更なる支援の質の向上を目指す。	・国の基本指針では、令和11年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を実施する体制を構築すること等を目標としている。 ・本市では、既に障害福祉サービス指導課の集団指導を通じて市内事業所への共有体制は構築済みであるため、更なる支援の質の向上を成果目標として設定する。
③	運営指導等・集団指導	障害福祉サービス事業者等への運営指導等及び集団指導を通じて障害福祉サービス等の質の向上を目指す。	・国の基本指針では、令和11年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため、指導監査の適正な実施とその結果の関係市町村との共有を実施する体制を構築すること等を目標としている。 ・本市においては、都道府県における支給決定権者である市町村と同様の位置付けとなる各区等とは都度連携を図っているため、指導監査結果の関係市町村（各区等）との共有については成果目標として位置付けず、より実効性の高い取組として、運営指導等及び集団指導の回数の見込みを設定し、事業者への指導の充実を図ることで、障害福祉サービス等の質の向上を目指す。
④	障害福祉サービス等情報公表制度の公表率【新設】	障害福祉サービス等情報公表制度における市内事業所の情報の公表率及び更新率（毎年度１回）を100％とすることを目指す。	・国の基本指針の通り

2 成果目標達成に関する指標等

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	成果目標に関する指標	単位	前期実績		今期目標		
			R6	R7	R9	R10	R11
①	施設入所者の地域生活への移行者数	人	5	3	10	11	11
②	施設入所者数	人	521	522	522	522	522

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	成果目標に関する指標	単位	前期実績		今期目標		
			R6	R7	R9	R10	R11
①	心のサポーター数（累積）【新設】	人	187	374	1,124	1,674	2,279
②	国民生活基礎調査の回答者に占めるＫ６の点数が10点以上の割合【新設】	%	－	11.4	－	－	10.7

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

	成果目標に関する指標	単位	前期実績		今期目標		
			R6	R7	R9	R10	R11
①	福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型の合計）	人	426	418	483	520	559
②	福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労移行支援）	人	366	342	378	398	418
③	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合	%	78.8	64.7	70.0	70.0	70.0
④	福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援Ａ型）	人	31	39	43	46	48
⑤	福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援Ｂ型）	人	23	32	35	37	39
⑥	就労定着支援事業の利用者数	人	280	295	349	379	412
⑦	就労定着支援事業における就労定着率７割以上の事業所の割合	%	14.3	10.3	25.0	25.0	25.0
	協議会（就労支援部会）等の設置		検討	検討	運営	運営	運営
⑧	就労選択支援事業所の設置箇所数【新設】	箇所	－	6	11	13	15
⑨	就労選択支援事業の利用者数【新設】	人/年	－	15	120	132	144

（4）障害児支援の提供体制の整備等

	成果目標に関する指標	単位	前期実績		今期目標		
			R6	R7	R9	R10	R11
	児童発達支援センターによる相談支援回数	回	2,262	2,289	2,200	2,200	2,300
①	児童発達支援センターによる施設訪問支援回数	回	1,106	1,177	1,200	1,200	1,250
	児童発達支援センターによる相談支援回数（再掲）	回	2,262	2,289	2,200	2,200	2,300
②	児童発達支援センターによる施設訪問支援回数（再掲）	回	1,106	1,177	1,200	1,200	1,250
	保育所等訪問支援事業所による支援回数	回	367	542	574	624	672
③	保育・子育て・教育部門と連携した協議の場の設置【新設】		－	－	検討	検討	実施
④	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	箇所	19	18	22	25	28
⑤	協議の場の開催回数【変更】	回	1	1	1	1	1
	医療的ケア児等コーディネーター登録者数	人	26	20	20	20	20
⑥	移行調整の協議の場の運営		運営	運営	運営	運営	運営
⑦	指定障害児相談支援事業所の対応力向上と計画相談支援等へのアクセシビリティ向上に向けた取組の実施の有無【新設】	有無	有	有	有	有	有
	障害者自立支援協議会での取組の評価・検証の有無【新設】	有無	有	有	有	有	有
	保育・子育て・教育部門と連携した協議の場の設置（再掲）		－	－	検討	検討	実施
⑧	人材育成回数【新設】	回	18	20	17	17	17
		人	123	108	120	120	120
	施設コンサルテーション実施回数【新設】	回	37	39	13	13	13
	支援体制整備へのスーパーヴァイズ実施回数【新設】	回	1	1	1	1	1
	支援者養成研修費の補助件数【新設】	件	－	－	30	30	30

(5) 地域生活支援の充実

	成果目標に関する指標	単位	前期実績 R6	前期実績 R7	今期目標 R9	今期目標 R10	今期目標 R11
①	基幹相談支援センター等とのケース検討回数	回	25	45	35	35	35
	実践報告会の開催回数	回	1	1	1	1	1
	運用状況の検証・検討回数	回	1	1	1	1	1
②	人材育成回数（再掲）	回	18	20	17	17	17
		人	123	108	120	120	120
	施設コンサルテーション実施回数（再掲）	回	37	39	13	13	13
	支援体制整備へのスーパーヴァイズ実施回数（再掲）	回	1	1	1	1	1
	支援者養成研修費の補助件数（再掲）	件	－	－	30	30	30

(6) 相談支援体制の充実・強化等

	成果目標に関する指標	単位	前期実績 R6	前期実績 R7	今期目標 R9	今期目標 R10	今期目標 R11
①	主任相談支援専門員または相談支援専門員である社会福祉士等の資格を有する者の配置数【変更】	人	2	2	2	2	2
	基幹相談支援センターの取組への参加事業所割合【変更】	%	－	62.2	67.0	70.3	71.5
	障害者自立支援協議会運営への関与の有無【変更】	有無	有	有	有	有	有
②	特定相談支援事業所の対応力向上と計画相談支援等へのアクセシビリティ向上に向けた取組の実施の有無【新設】	有無	有	有	有	有	有
	障害者自立支援協議会での取組の評価・検証の有無【新設】	有無	有	有	有	有	有

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

	成果目標に関する指標	単位	前期実績 R6	前期実績 R7	今期目標 R9	今期目標 R10	今期目標 R11
①	研修への本市職員の参加・聴講者数	人	22	64	36	36	36
②	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	回	2	2	2	2	2
③	運営指導等の回数	回	166	147	160	160	160
	集団指導への事業所参加率	%	85.5	87.0	88.5	90.0	91.5
④	障害福祉サービス等情報公表制度の公表率【新設】	%	96.2	98.0	99.0	99.5	100.0
	障害福祉サービス等情報公表制度の更新率【新設】	%	96.2	98.0	99.0	99.5	100.0

第４章　障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策

１　活動指標に係る見込量の推計の考え方

成果目標の達成のためには、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量や事業の実施回数等について見込むことが必要です。

国の基本指針に定める事項ごとに、これまでの実績の伸び率、本市が今後力を入れていく施策や想定される対象者の人数等の考慮すべき事項を踏まえ、各サービス等の見込量等を算出します。

２　見込量確保のための方策等

（１）障害福祉サービス

訪問系サービスについては、居宅介護、重度訪問看護、行動援護などの需要増加が見込まれることから、利用者のニーズに応じた適切なサービスが利用できるよう提供体制の整備に努めます。

また、日中活動系サービスについては、生活介護、就労継続支援Ｂ型、短期入所などの需要増加が見込まれることから、利用者の状態像の把握などを通して、利用者が適切なサービスを選択できるよう提供体制の整備に努めます。

更に居住系サービスについては、国が示す入所等から地域移行への方向性も踏まえ、共同生活援助（グループホーム）の需要増加が見込まれることから、事業者に対する補助制度等の情報の周知を行うとともに、制度への理解を深めてもらうことで、新規事業所の開設を促します。

これらのサービスの提供体制の整備に当たっては、特に、生活介護、短期入所及び共同生活援助において、重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害など、より手厚い支援を必要とする障害のある方の受け入れ体制の充実に向け、事業所整備等の支援に取り組みます。

（２）相談支援

計画相談支援については、指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員の数は増加していますが、障害福祉サービスの受給者数の増加は、それを上回っています。計画相談支援がより利用しやすい環境とし、障害のある方の希望によらないセルフプランの解消を図るため、令和６年度に実施した実態調査に基づき、指定特定相談支援事業所の対応力及び計画相談支援へのアクセシビリティの向上に取り組むとともに、障害者自立支援協議会において取組を評価・検証します。

また、精神障害のある方を対象とした、地域移行支援と地域定着支援については、入院中心の医療から地域生活中心への転換を目指して令和４年に一部

改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」を踏まえ、地域における支援の充実や精神科病院からの退院支援の強化など、精神障害のある方の希望やニーズに応じた取組が求められています。この点については、精神保健福祉審議会において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」をテーマとして検討を行っています。検討結果を踏まえ、アウトリーチ支援の充実やピアスタッフの活躍促進など、ケアシステムの構築を順次進めるとともに、計画相談支援や地域移行支援、地域定着支援といった障害福祉サービスの提供体制の充実に向けた検討も行います。

（３）障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援については、子育て・教育・医療・保健・福祉等の関係機関の連携を推進し、ライフステージを通して切れ目のない支援の充実を図ります。

児童発達支援については、児童発達支援センターを中核として、児童発達支援事業所や関係機関等と連携しながら相談支援や療育を提供するとともに、支援体制の更なる充実を図るため、児童発達支援センターの４つの中核機能の確保を含む就学前療育支援システムのあり方の検討を進めます。

また、放課後等デイサービスについては、特に、重症心身障害等のより手厚い支援が必要な児童の受け入れが可能な事業所の新規開設に向けて、人材育成等を含めた受け入れ体制の拡充を進めるとともに、事業所の整備を推進します。

（４）発達障害者等に対する支援

身近な地域で発達に関する不安や悩みを相談できる相談支援機能の強化に向けては、アーチルを中心として市内11か所の児童発達支援センターや区保健福祉センター、学校、障害福祉サービス事業所、子育て支援機関等の関係機関との連携強化を図るとともに、支援者の支援力向上等の人材育成に努め、本人や保護者を支援する相談支援体制の充実を図ります。

あわせて、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」において、課題の共有や関係者の連携の強化を図り、本市の実情に応じた支援体制の整備を進めます。

（５）高次脳機能障害者に対する支援【新設】

令和８年４月に施行された高次脳機能障害者支援法を踏まえ、高次脳機能障害のある方及びその家族が地域で安心して生活できるよう、（仮）高次脳機能障害者支援センターを設置し、専門的な相談支援、普及啓発及び関係機関との連携強化を

推進します。

また、当事者や家族、医療・福祉・教育・就労等の関係機関などで構成する（仮）高次脳機能障害者支援地域協議会を設置し、関係機関相互の連携を強化するとともに、地域の実情に応じた切れ目のない支援体制の整備を進めます。

（6）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成30年度に精神保健福祉審議会を保健、医療、福祉の関係者による協議の場として位置づけ、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた検討を開始しました。

当審議会では、２つの大テーマのうち、「地域における支援体制のあり方」について、令和５年９月に最終報告としてとりまとめました。もう１つの大テーマである「精神障害者の地域移行の推進」についても、令和８年度においてその具体化に向け検討を進めます。

（7）相談支援体制の充実・強化のための取組

障害のある方の多様なニーズに適切に対応できる相談支援体制を構築するため、基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所に対する支援者支援、人材育成、ネットワーク形成に取り組みます。

また、障害者自立支援協議会のもと、基幹相談支援センター、相談支援事業所、地域生活支援拠点、区役所等の相談支援機関が連携の強化を図り、個別事例の検討等を通じ、地域課題の把握・共有を進め、解決に向け取り組みます。

（8）福祉施設の入所者の地域生活への移行【新設】

施設入所者の地域生活への移行を促進するため、本人の意思を尊重した意思決定支援を行うとともに、施設、相談支援事業所、地域の関係機関等が連携し、地域移行に向けた支援を推進します。

（9）障害福祉人材の確保・定着【新設】

障害福祉サービスを安定的かつ継続的に提供していくため、福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進等を通じて職員の処遇改善や働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、研修機会の充実等により、障害福祉人材の確保・定着を図ります。

（10）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

宮城県が実施する研修を活用し、本市職員の障害福祉サービス等に関する知見の向上を図ります。

また、運営指導等や集団指導を通して事業者への指導を一層充実させるとともに、実施体制の強化を図ることで、障害福祉サービスの質の向上及びサービス提供体制の適正化を図ります。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析を行い、その結果を事業所と共有することで、給付の適正化や請求事務の効率化等を目指します。

(11) 地域生活支援事業

意思疎通支援については、令和７年６月に手話施策推進法が施行されたことを踏まえ、人材育成や派遣体制の整備を着実に進めるとともに、支援内容の更なる充実を図り、多様化する利用者のニーズに沿った支援の提供に努めます。

また、日常生活支援や社会参加支援などの各種事業については、障害のある方が生きがいをもって自立した地域生活を送るためには、サービス提供体制の確保が必要であり、それを支える人材確保の取組を進めます。

(12) 地域生活支援促進事業

障害者虐待の相談件数の増加や複雑な案件への対応のため、関係機関との連携を強化するとともに、障害福祉サービス事業所等に対して虐待防止研修を継続的に実施し、虐待の未然防止を図ります。

また、自閉症児者相談センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置し事業所への支援を行うとともに、アーチルや関係機関が本人や保護者と協働してサポートファイルを作成する他、人材育成やネットワーク構築を進めることで、発達障害のある方や発達に不安を抱える方への支援の拡充を図ります。

３　見込量

（１）障害福祉サービス

①訪問系

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
居宅介護	時間/月	46,881	48,835	52,820	54,932	57,130
	利用者数/月	1,814	1,966	2,250	2,408	2,576
重度訪問介護	時間/月	30,240	30,326	35,372	38,202	41,258
	利用者数/月	75	80	93	100	108
同行援護	時間/月	3,537	3,722	3,797	3,835	3,873
	利用者数/月	247	249	258	263	268
行動援護	時間/月	325	430	727	945	1,228
	利用者数/月	14	22	41	56	77
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0
	利用者数/月	0	0	0	0	0

②日中活動系

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
生活介護	人日分/月	36,889	39,123	40,280	40,850	41,420
	利用者数/月	1,984	2,030	2,120	2,150	2,180
	利用者数/月（うち重度障害者分）	523	558	594	602	610
自立訓練（機能訓練）	人日分/月	215	283	245	245	245
	利用者数/月	30	31	29	29	29
自立訓練（生活訓練）	人日分/月	4,121	3,145	3,484	3,484	3,484
	利用者数/月	229	195	200	200	200
就労選択支援	利用者数/年	－	15	120	132	144
就労移行支援	人日分/月	7,723	7,493	7,493	7,493	7,493
	利用者数/月	491	459	459	459	459
就労継続支援Ａ型	人日分/月	11,753	12,449	12,293	12,464	12,635
	利用者数/月	611	638	647	656	665
就労継続支援Ｂ型	人日分/月	54,397	62,217	65,776	71,232	76,688
	利用者数/月	3,394	3,770	4,111	4,452	4,793
就労定着支援	利用者数/月	280	295	349	379	412
療養介護	利用者数/月	132	133	133	133	133
短期入所（福祉型、医療型）	人日分/月	3,645	4,061	5,003	5,553	6,164
	利用者数/月	690	775	1,007	1,148	1,308
	利用者数/月（うち重度障害者分）	140	159	205	234	266

③居住系

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
自立生活援助	利用者数/月	12	14	11	11	11
共同生活援助	利用者数/月	1,648	1,829	2,186	2,389	2,611
	利用者数/月（うち重度障害者分）	75	144	175	191	209
施設入所支援	利用者数/月	521	522	522	522	522
地域生活支援拠点等	設置箇所数	1	1	1	1	1
	コーディネーターの配置人数	2	2	2	2	2
	検証・検討の実施回数/年	1	1	1	1	1

（2）相談支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
計画相談支援	利用者数/月	1,707	1,896	2,280	2,555	2,858
地域移行支援	利用者数/月	1.8	3.5	2.7	2.7	2.7
地域定着支援	利用者数/月	2.8	5.6	4.7	4.7	4.7

（3）障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
児童発達支援	人日分/月	7,713	8,365	7,241	7,020	6,806
	利用者数/月	1,115	1,081	1,016	985	955
放課後等デイサービス	人日分/月	38,008	42,342	50,699	55,769	61,346
	利用者数/月	3,054	3,352	4,056	4,462	4,908
保育所等訪問支援	人日分/月	47	63	90	102	114
	利用者数/月	24	33	45	51	57
居宅訪問型児童発達支援	人日分/月	50	63	62	62	62
	利用者数/月	10	10	10	10	10
福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設	利用者数/月	38	43	43	43	43
障害児相談支援	利用者数/月	332	412	562	671	800
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの登録者数※	人/年	26	20	20	20	20
特別支援保育事業	人/年	731	776	749	720	697
居宅訪問型保育事業	人/年	2	1	2	2	2
放課後児童健全育成事業	人/年	384	623	755	747	729

※ 国の基本指針では、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数の見込みを設定することとしています。本市では、令和８年度までは、相談支援専門員に限定した見込量を設定しておりましたが、国が示す養成研修修了者全体を対象とすることで、医療・福祉等の多職種による支援体制の充実状況を示すものとしました。

（4）発達障害者等に対する支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
発達障害者支援地域協議会の開催	回/年	2	3	4	4	4
発達障害者センターによる相談支援	件/年	12,371	11,588	12,000	12,000	12,000
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	件/年	4,521	3,615	3,730	3,730	3,730
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	件/年	27	29	18	18	18
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	人/年	257	186	232	232	232
	人/年	7	7	11	11	11
ペアレントメンターの人数	人/年	34	35	37	38	39
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	429	348	380	380	380

（5）高次脳機能障害者に対する支援【新設】

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
（仮）高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新設】	設置箇所数	－	－	1	1	1
（仮）高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新設】	回/年	－	－	1	1	1
（仮）高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新設】	人/年	－	－	1	1	1
（仮）高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新設】	件/年	－	－	600	610	620
（仮）高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新設】	件/年	－	－	調整中	調整中	調整中

（6）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	13	18	19	19	19

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価	目標設定の有無	有	有	有	有	有
	活動状況の把握の有無【変更】	－	－	有	有	有
	評価実施回数/年	1	1	1	1	1
心のサポーター数（累積）【新設】　※	人	187	374	1,124	1,674	2,279
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新設】	回/年	10	10	11	11	11
精神障害者の地域移行支援	利用者数/月	1.8	3.6	2.6	2.6	2.6
精神障害者の地域定着支援	利用者数/月	2.3	5.4	4.0	4.0	4.0
精神障害者の共同生活援助	利用者数/月	609	706	860	950	1,048
精神障害者の自立生活援助	利用者数/月	10.1	10.0	9.0	9.0	9.0
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	利用者数/月	156	107	142	142	142
精神障害者の短期入所【新設】	人日分/月	297	234	248	256	263
	利用者数/月	51	41	44	46	48

※国の基本指針では、心のサポーター養成のための心のサポーター養成研修の1年間の実施回数の見込みを設定することとしています。本市では、精神保健福祉士協会への委託や、関係団体と連携開催により、心のサポーター養成研修を実施することで、研修の受講者数の増加を目指します。

（7）相談支援体制の充実・強化のための取組

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
基幹相談支援センターによる市町村の相談支援体制の強化	主任相談支援専門員等の配置数	2	2	2	2	2
	人材育成等の取組への参加事業所の割合【変更】	－	62.2	67.0	70.3	71.5
	協議会の運営への関与の有無【変更】	有	有	有	有	有
協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組	協議会の実施回数【変更】	2	2	2	2	2
	専門部会の設置数	2	2	2	2	2
	専門部会の実施回数	2	4	3	3	3
	協議会の議題とした数【変更】	2	2	2	2	2

（8）福祉施設の入所者の地域生活への移行【新設】

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
地域生活への移行支援【新設】	回/年	8	11	30	30	30

（9）障害福祉人材の確保・定着【新設】

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
福祉・介護職員等処遇改善加算の取得【新設】	%（加算取得割合）	72.3	72.8	80.9	81.1	81.3

（10）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人/年	22	64	36	36	36
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回/年	2	2	2	2	2
運営指導等の実施　※	回/年	166	147	160	160	160
集団指導の実施　※	%（事業所参加率）	85.5	87.0	88.5	90.0	91.5

※ 国の基本指針では、都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有回数の見込みを設定することとしています。本市では、運営指導等及び集団指導の回数の見込みを設定し、事業者への指導の充実を図ることで、障害福祉サービス等の質の向上を目指します。

（11）地域生活支援事業

①必須事業

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
相談支援事業	実施箇所数	16	16	16	16	16
	基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業実施の有無	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	制度利用申請件数（障害）/年	28	23	25	25	25
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業						
①手話通訳者派遣事業	派遣人数/年	675	626	942	942	942
②要約筆記者派遣事業	派遣人数/年	12	19	209	209	209
③手話通訳者設置	設置数	7	7	7	7	7

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
日常生活等給付事業（①～⑥合計）	給付件数/年	27,267	27,250	28,389	28,391	28,393
①介護・訓練支援用具	給付件数/年	68	81	81	81	81
②自立生活支援用具	給付件数/年	149	159	159	159	159
③在宅療養等支援用具	給付件数/年	174	227	206	208	210
④情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	214	200	200	200	200
⑤排泄管理支援用具	給付件数/年	26,649	26,564	27,724	27,724	27,724
⑥居宅生活動作補助用具	給付件数/年	13	19	19	19	19
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数/年	37	48	60	60	60
移動支援事業	利用時間数/年	125,050	126,498	139,400	144,704	150,008
	利用者数/年	905	947	1,025	1,064	1,103
地域活動支援センター（基礎的事業）	実施箇所数	12	14	14	14	14
	利用者数/年	422	481	457	460	463
地域活動支援センター（機能強化事業）	実施箇所数	6	4	4	4	4
	利用者数/年	154	96	100	100	100
専門性の高い相談支援事業						
①発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数	2	2	2	2	2
	利用者数/年	7,567	6,524	7,000	7,000	7,000
②高次脳機能障害者支援事業（再掲）	件/年	—	—	600	610	620
③障害児等療育支援事業	実施箇所数	5	5	5	5	5
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
①手話通訳者	養成講習修了者数/年	2	3	20	20	20
②要約筆記者	養成講習修了者数/年	4	9	10	10	10
③盲ろう者向け通訳・介助員	養成講習修了者数/年	6	7	8	8	8
④失語症者向け意思疎通支援者	養成講習修了者数/年	5	4	8	8	8
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業						
①広域派遣（手話通訳者・要約筆記者）	派遣人数/年	32	34	38	40	42
②盲ろう者向け通訳・介助員	派遣人数/年	387	405	411	411	411
	派遣利用時間/年	1,437	1,600	1,515	1,515	1,515
③失語症者向け意思疎通支援者	派遣人数/年	0	0	50	50	50
	派遣利用時間/年	0	0	100	100	100

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
広域的な支援事業						
①精神障害者 地域生活支援広域調整 等事業	実施の有無	有	有	有	有	有
②発達障 害者支援地域協議会による体制整備事業（再掲）	協議会開催回数/年	2	3	4	4	4

②任意事業

日常生活支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
①福祉ホームの運営	実施箇所数	2	2	2	2	2
	利用者数/年	27	35	33	33	33
②訪問入浴サービス	利用者数/年	138	135	143	147	151
③生活訓練等	利用者数/年	630	780	811	811	811
④日中一時支援事業	回数/年	19,191	24,386	28,308	31,332	34,356
	利用者数/年	474	530	674	746	818
⑤地域生活拠点等・ネットワーク運営推進事業【新設】	地域生活支援拠点が参画している区障 害者自立支援協議会の数	5	5	5	5	5
⑥障害者ピアサポート研修事業【新設】	研 修 修 了 者数/年	－	51	50	50	50
⑦精神障 害関係従 事者養成研 修事業【新設】	研 修 修 了 者数/年	67	75	61	61	61
⑧医療型短期入 所 事業所 開設支援	新設開設事業所数 /年	0	2	1	1	1

社会参加支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
①レクリエーション活動等支援	参加者数/年	3,406	3,616	3,626	3,626	3,626
②文化芸術 活動振興						
ア 芸術・文化講座開催等事業	参加者数/年	10,324	10,886	11,104	11,215	11,327
イ 障 害者の文化芸術 活動推進【新設】	出展作品点数	－	－	75	75	75
③点字・声の広報等発行	利用者数/年	531	519	560	560	560
④奉仕員養成研修						
ア 点訳奉仕員	養 成 研 習修 了 者 数 /年	7	7	10	10	10
イ 朗読奉仕員	養 成 研 習修 了 者 数 /年	5	0	10	10	10

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
⑤障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業	新設相談件数/年	16	26	22	22	22
	研修開催回数/年	35	54	36	36	36

（12）地域生活支援促進事業

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	累積受講者数/年	134	137	141	143	145
発達障害者支援体制整備事業	マネジャー配置数	4	4	4	4	4
	マネジャー支援延件数/年	1,581	1,341	1,430	1,430	1,430
	自閉症センター相談延件数/年	7,253	7,438	7,272	7,272	7,272
	セミナー等開催回数/年	1	1	2	2	2
	サポートファイル作成数/年	483	456	420	420	420
	自立支援事業利用者数/年	5	5	5	5	5
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有
発達障害児者及び家族等支援事業	ペアレントトレーニング等受講者数/年	257	186	232	232	232
	ペアレントメンター数/年	34	35	37	38	39
	ピアサポート参加人数/年	429	348	380	380	380
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	スピーカーズビューロー講演回数/年	22	30	20	20	20
	多職種チームによるアウトリーチ支援体制整備	－	有	有	有	有
障害者ＩＣＴサポート総合推進事業	訓練支援者数/年	67	50	70	70	70
	ボランティア養成者数/年	5	10	8	8	8
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	利用者数/年	1	1	1	1	1
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	利用者数/年	1	4	2	2	2
入院者訪問支援事業	支援員の育成	有	有	有	有	有
	支援員の派遣	有	有	有	有	有

第５章　計画の推進

１　推進体制

子育て支援、教育などを所管する庁内関係部局や、福祉の担い手となる様々な主体と協働して、本計画の施策を総合的に推進します。また、学識経験者、障害当事者、障害者団体や関係機関などで構成される仙台市障害者施策推進協議会により監視等を実施します。

２　各主体の役割

（１）行政（仙台市）

国や宮城県、関係機関と協調し、様々な主体と連携することで、支援のネットワークを強化し、障害のある方が地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

（２）障害者団体・事業所

団体や事業所間の連携を深めることで、生活の支援や当事者活動の一層の促進を図り、障害のある方の自立と社会参加を推進していくことが期待されます。

（３）企業

障害のある方の雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障害のある方が住みやすい地域や社会づくりへの取り組みが期待されます。

（４）地域

地域における市民、団体、企業などのつながりが強くなることで、障害があっても安心して暮らすことができる環境づくりに結びつくことが期待されます。

（５）市民

市民の障害理解が一層進み、正しい理解と意識を持って、障害のある方もない方も、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するよう努めていく必要があります。

３　計画の普及・啓発

本市のホームページへの掲載や各区役所での配布など、本市の障害者施策の考え方や内容について、ユニバーサルデザインの発想を用いて広く市民に周知します。また、点字版、テキスト版、デイジー版、音声版、拡大版、計画の大切なところをわかりやすく説明する版などを作成することで、障害により情報を得ることが難しい方に対する情報保障を充実します。

あわせて、本計画の推進に当たっては、障害のある方やその家族が必要な支援や制度を適切に利用できるよう、障害特性等にも配慮しながら、わかりやすい情報提供及び情報発信に努めます。

４　計画の達成状況の点検及び評価

成果目標及び見込量については、定期的に実績を把握し、その達成状況を検証したうえで、毎年度、仙台市障害者施策推進協議会に報告し公表するものとします。当協議会においては、計画に係る監視・調査・分析・評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を検討・実施します。

仙台市障害福祉計画(第8期)・仙台市障害児福祉計画(第4期)中間案に関するご意見をお寄せください

「仙台市障害福祉計画(第８期)」・「仙台市障害児福祉計画(第４期)」中間案について、皆様の声を計画へ反映させるため、ご意見を募集しています。

■意見募集期間　令和8年11月27日(金)～令和8年12月28日(月)(必着)

■応募方法

任意の様式にご意見、住所、氏名(法人・団体の場合は団体名、代表者名)を記入して次のいずれかによりご提出ください。

(1)郵　　送　〒980-8671　仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市役所　健康福祉局　障害福祉部　障害企画課

(2)ファクス　022-223-3573

(3)Eメール　fuk005330@city.sendai.jp

※(1)～(3)で応募する場合は、件名を「仙台市障害福祉計画・障害児福祉計画中間案意見」とし、本文にご意見、氏名、住所を記入してください。

(4)電子申請　https://logoform.jp/form/3PrJ/syougaiplan2027

スマートフォンはこちらからアクセスしてください。→

※(1)～(4)によることが難しい場合は、可能な提出方法についてご相談ください。

■意見の取扱い

- 提出いただいたご意見は、個人が特定できない内容に編集し、ご意見に対する市の考え方と併せて、後日仙台市ホームページで公表する予定です。
- ご意見に対する個別の回答は行いませんので、ご了承ください。
- ご記入いただいた個人情報は、本意見募集の目的の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

■その他

中間案の審議経過については、仙台市ホームページ「仙台市障害者施策推進協議会」に掲載している資料をご覧ください。

https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/shise/security/kokai/fuzoku/fuzokukikan/kenko/shogaisha.html

仙台市障害福祉計画(第8期)

仙台市障害児福祉計画(第4期)

中間案

令和8年11月

仙台市健康福祉局
障害福祉部障害企画課
仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

この冊子は再生紙を使用しています